

第2章 本市の状況

1 人口構成

- (1) 人口の状況
- (2) 障がい者（障害者手帳所持者）の状況と人口割合の推移
- (3) 地区別の状況

2 障がい者の状況

- (1) 身体障がい者（身体障害者手帳所持者）の状況
- (2) 知的障がい者（療育手帳所持者）の状況
- (3) 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）の状況
- (4) 障がい児の状況
- (5) 障害支援区分認定者の状況

1 人口構成

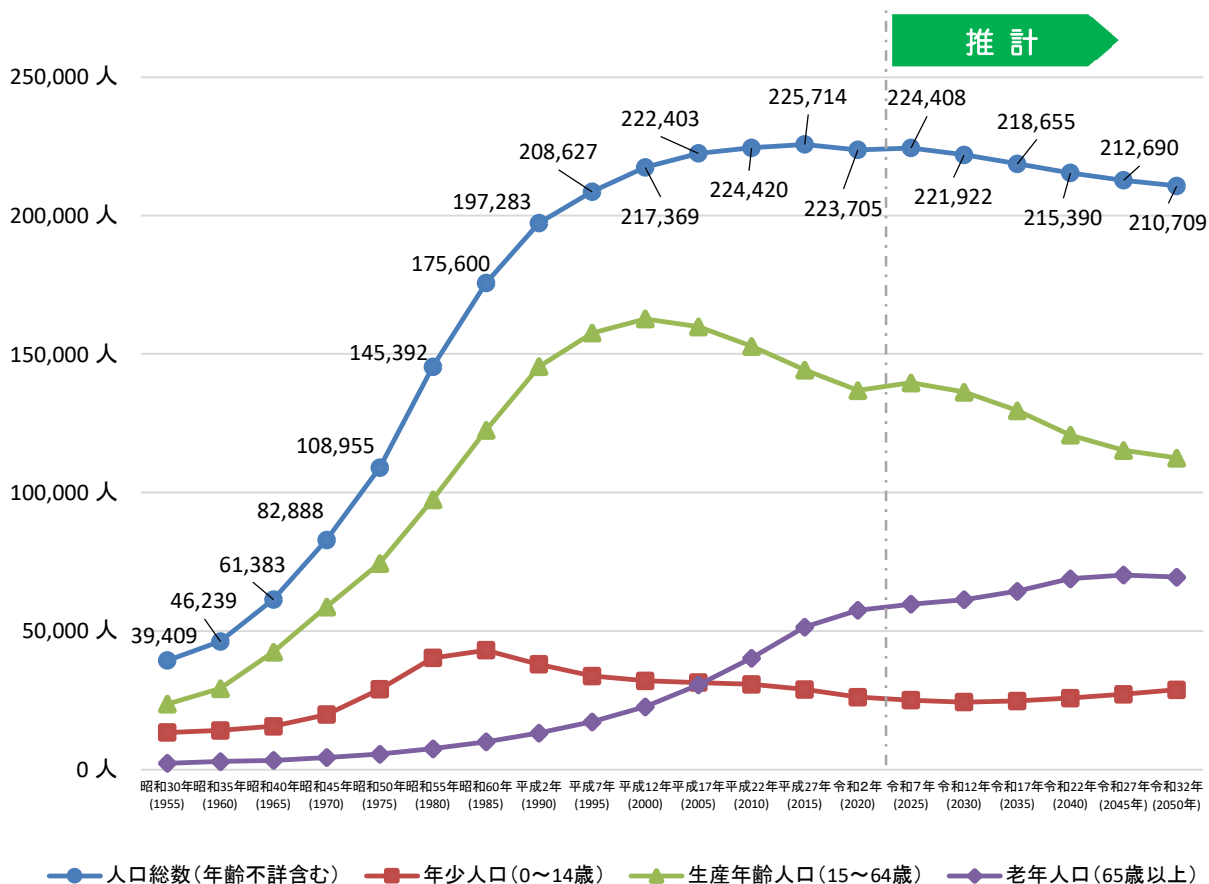
(1) 人口の状況

人口総数が令和2（2020）年の国勢調査において、前調査を下回る223,705人となり、調査以降で初めての人口減少となりました。

年少人口（0～14歳）は昭和60（1985）年以降緩やかに減少し、平成17（2005）年に老年人口（65歳以上）とほぼ同数となりました。生産年齢人口（15～64歳）は平成12（2000）年以降減少に転じていますが、老年人口（65歳以上）は一貫して増加を続けています。

「厚木市人口ビジョン」では、合計特殊出生率の上昇、20歳代・30歳代の定住促進・転出抑制等、取り組む施策の効果を見込んだ場合の将来人口の推計を本市の将来展望とし、目標人口としています。

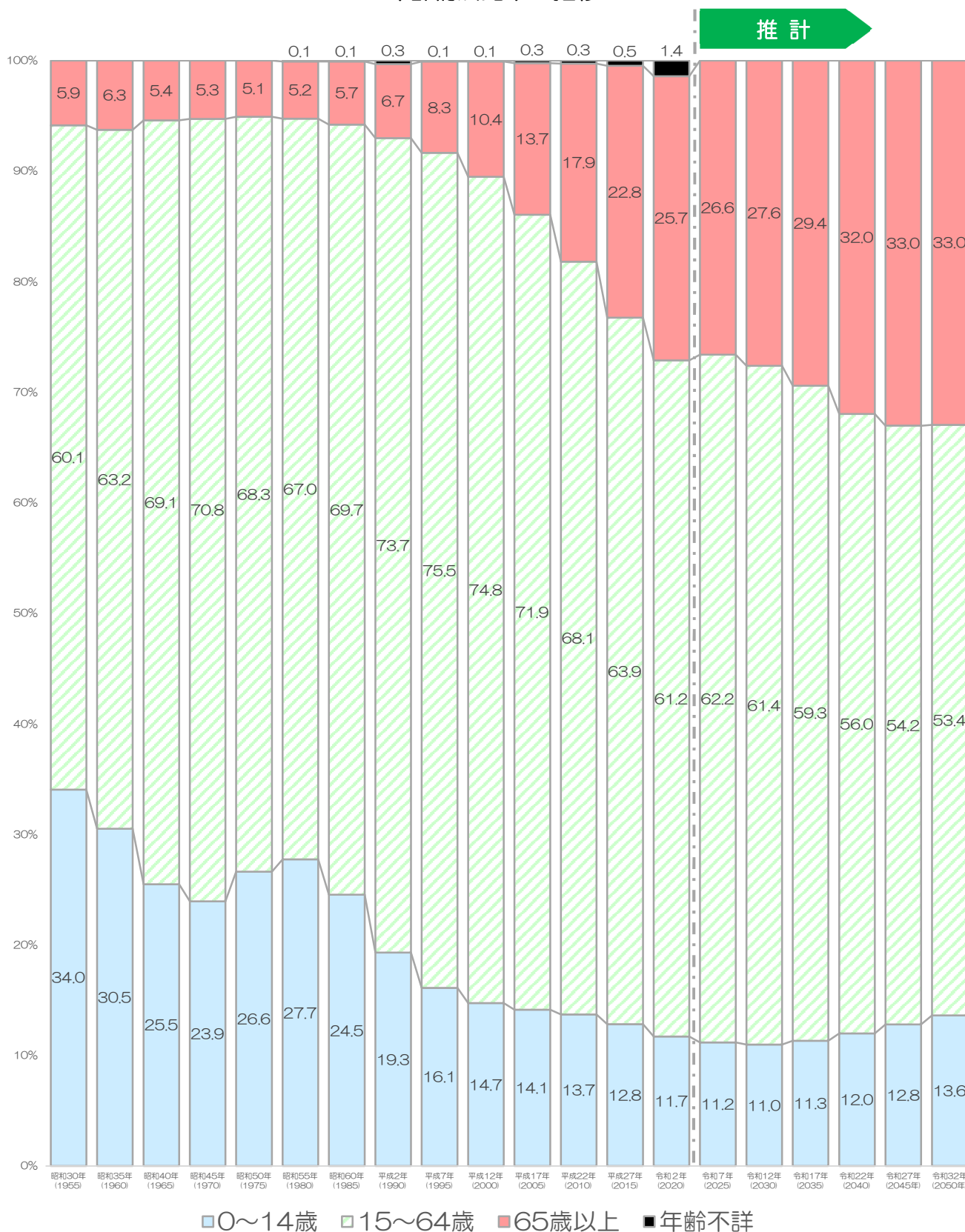
年齢階層別人口の推移



資料 総務省「国勢調査」(各年)

※ 推計については、「厚木市人口ビジョン(令和3(2021)年3月改定)」

年齢構成比率の推移



資料 総務省「国勢調査」(各年)

※ 推計については、「厚木市人口ビジョン(令和3(2021)年3月改定)」

(2) 障がい者（障害者手帳所持者）の状況と人口割合の推移

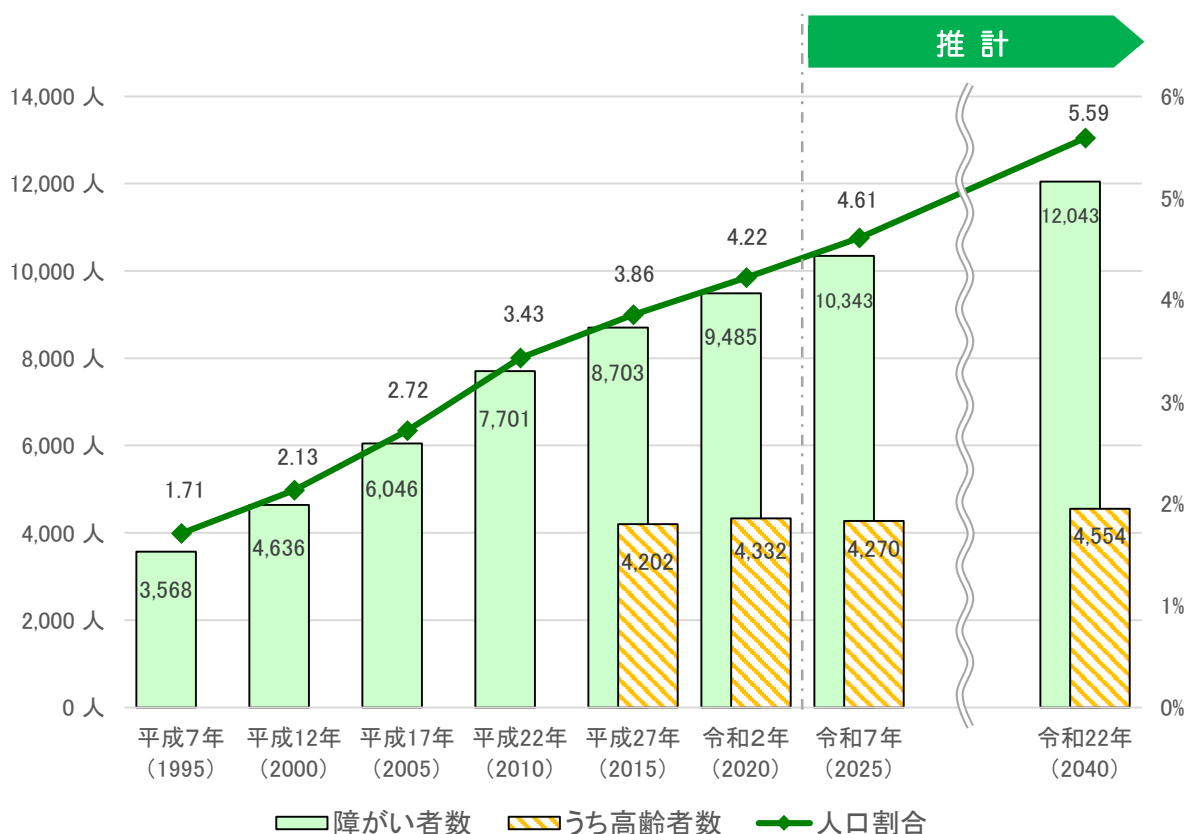
ア 障がい者人口（障害者手帳所持者）

障がい者は年々増加しており、令和7（2025）年では、平成7（1995）年からの30年間で約3倍になると推計しています。

また、令和2（2020）年には、障がい者人口における高齢者の割合は4割以上を占めていますが、以降、その割合は減少傾向にあります。

なお、「厚木市人口ビジョン」における将来展望によると、市の総人口は令和2（2020）年以降も減少が続くと推計していますが、これに対し、障がい者の人口割合は増加すると見込んでいます。

障がい者（障害者手帳所持者）の状況と人口割合の推移



資料 厚木市障がい者数統計

※ 推計は厚木市障がい福祉課作成

※ 各年10月1日現在（平成7（1995）年、平成12（2000）年は、4月1日現在）

※ 障害者手帳は、障がいのある人が取得できる手帳で、一般に身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の総称をいいます。

※ 障がい者数は、正確な数値を捉えることが不可能なため、それぞれの障害者手帳所持者の合計から重複の人数を除いた数とします。

※ 高齢者数は、平成25（2013）年度からの統計値

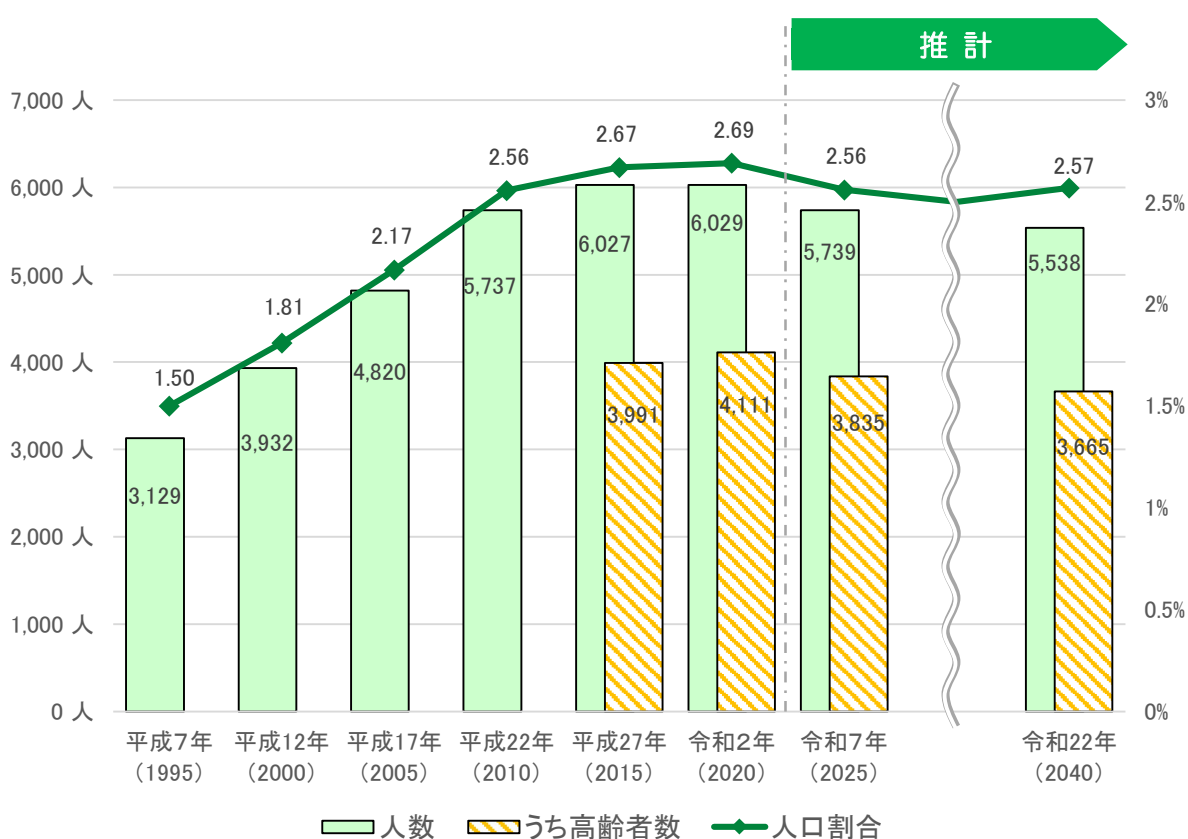
イ 身体障がい者人口（身体障害者手帳所持者）

身体障がい者及び人口割合は、一貫して増加を続けています。

しかし、「厚木市障がい者数統計」において、令和2（2020）年以降から僅かではありますが、身体障がい者の高齢者（65歳以上）の数が減少傾向に転じていることから、令和7（2025）年の身体障がい者数は減少に転じると想定されます。

なお、令和22（2040）年においては、団塊ジュニア世代が65歳を迎えることから、減少傾向から一転し、増加することが見込まれます。

身体障がい者（身体障害者手帳所持者）の状況と人口割合の推移



資料 厚木市障がい者数統計

※ 推計は厚木市障がい福祉課作成

※ 各年10月1日現在（平成7（1995）年、平成12（2000）年は、4月1日現在）

※ 身体障がい者数は、身体障害者手帳の所持者数（他の障がいとの重複の人数を含む。）

※ 身体障害者手帳は、身体障害者福祉法が定める身体障がいの種類や程度に該当し、その障がいが一定以上持続する場合に所持する手帳です。

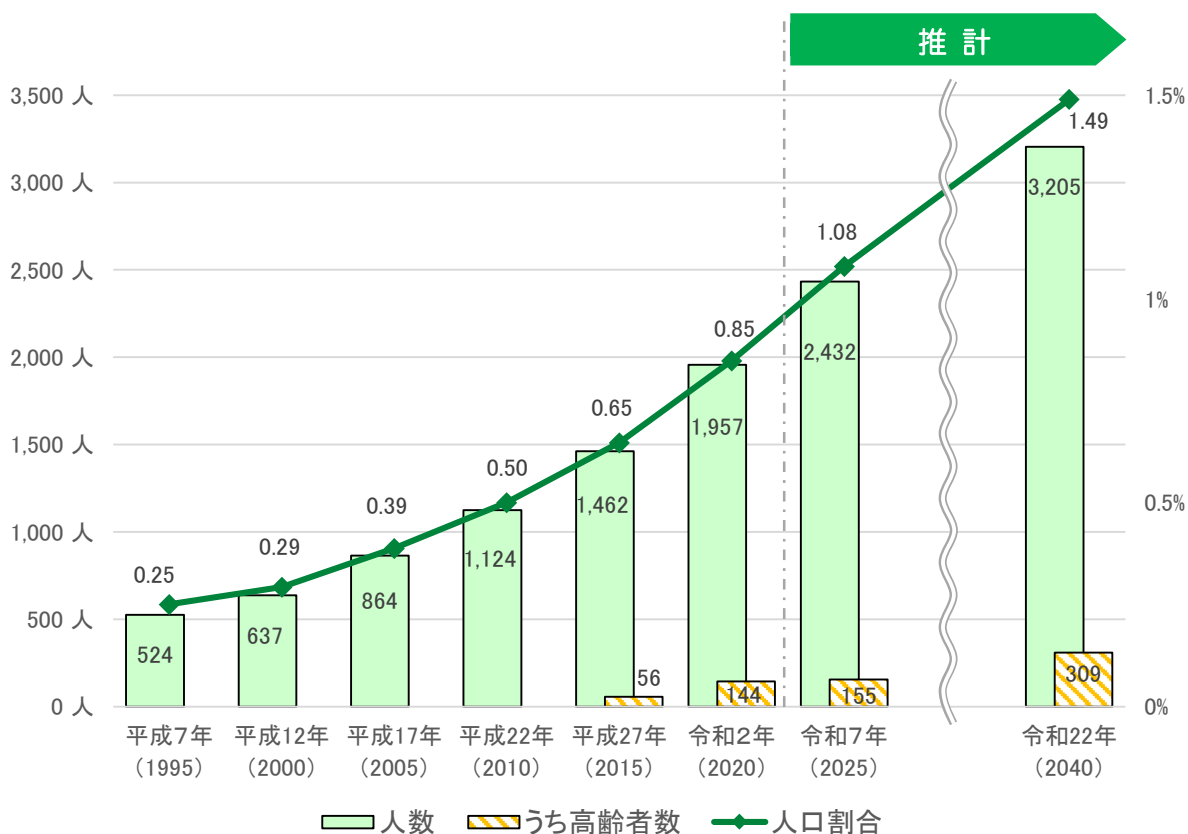
※ 高齢者数は、平成25（2013）年度からの統計値

ウ 知的障がい者（療育手帳所持者）

知的障がい者及び人口割合は、一貫して増加を続けています。

療育手帳は、18歳頃までに取得する人が多く、現在も若年層を中心に手帳取得者が多くなっている状況です。そうした年齢層の加齢とともに、また新たに取得する人が加わることで、知的障がい者及び人口割合は、増加が続くと見込んでいます。

知的障がい者（療育手帳所持者）の状況と人口割合の推移



資料 厚木市障がい者数統計

※ 推計は厚木市障がい福祉課作成

※ 各年10月1日現在（平成7（1995）年、平成12（2000）年は、4月1日現在）

※ 知的障がい者数は、療育手帳の所持者数（他の障がいとの重複の人数を含む。）

※ 療育手帳は、神奈川県が知的障がいと判定した場合に所持する手帳ですが、知的障がいと判定を受けた方が必ずしも手帳を取得するとは限りません。

※ 高齢者数は、平成25（2013）年度からの統計値

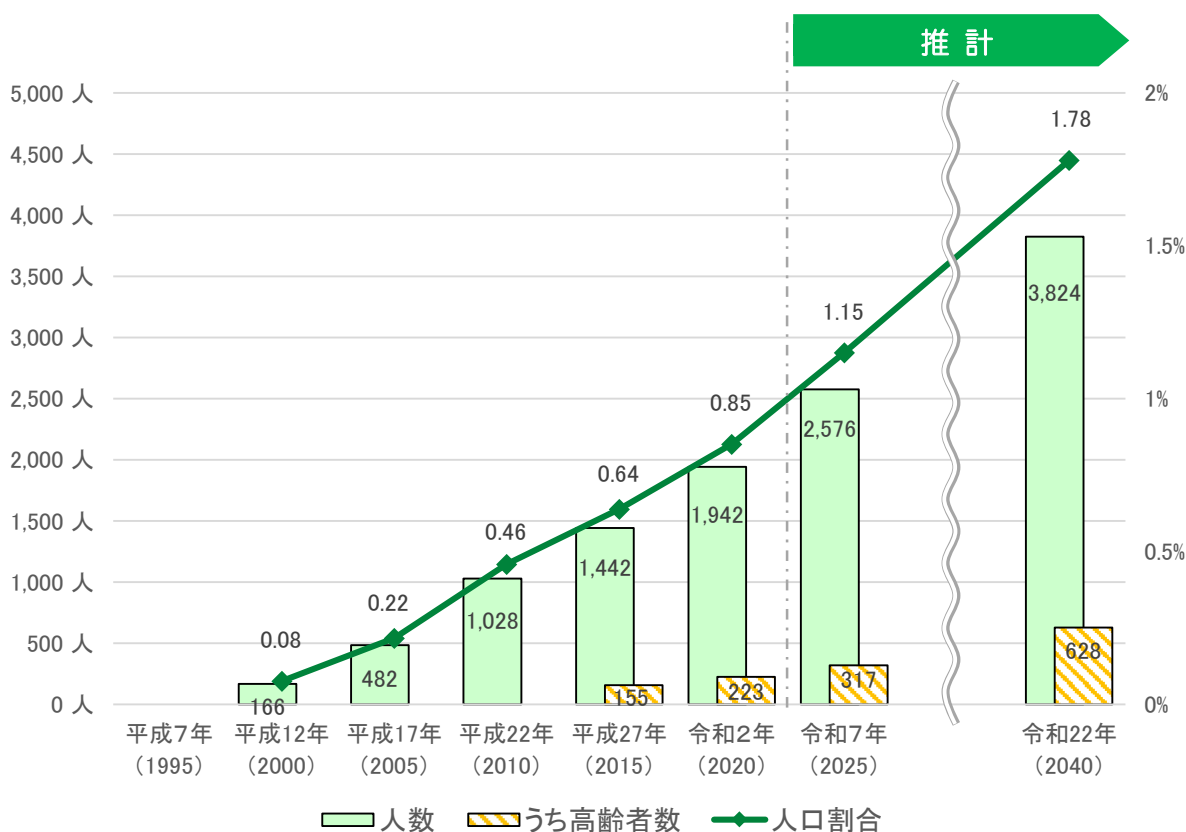
エ 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）

精神障がい者及び人口割合は、一貫して増加を続けています。

精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患のため生活に支障がある場合に所持するものであり、精神疾患に罹患している人は手帳の所持者以上に存在していると思われます。

今後は、精神障がい者にも対応した地域包括ケア社会の実現に向けた取組により、これまで支援につながらなかった人が障害福祉サービス等を利用することが想定されるため、精神障がい者及び人口割合は増加が続くと見込んでいます。

精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）の状況と人口割合の推移



資料 厚木市障がい者数統計

※ 推計は厚木市障がい福祉課作成

※ 各年10月1日現在（平成7（1995）年、平成12（2000）年は、4月1日現在）

※ 精神障がい者数は、精神障害者保健福祉手帳の所持者数（他の障がいとの重複の人数を含む。）

※ 精神障害者保健福祉手帳は、精神保健福祉法に基づき、精神疾患のため生活に支障がある場合に所持する手帳ですが、精神疾患に罹患している方が必ずしも手帳を取得するとは限りません。

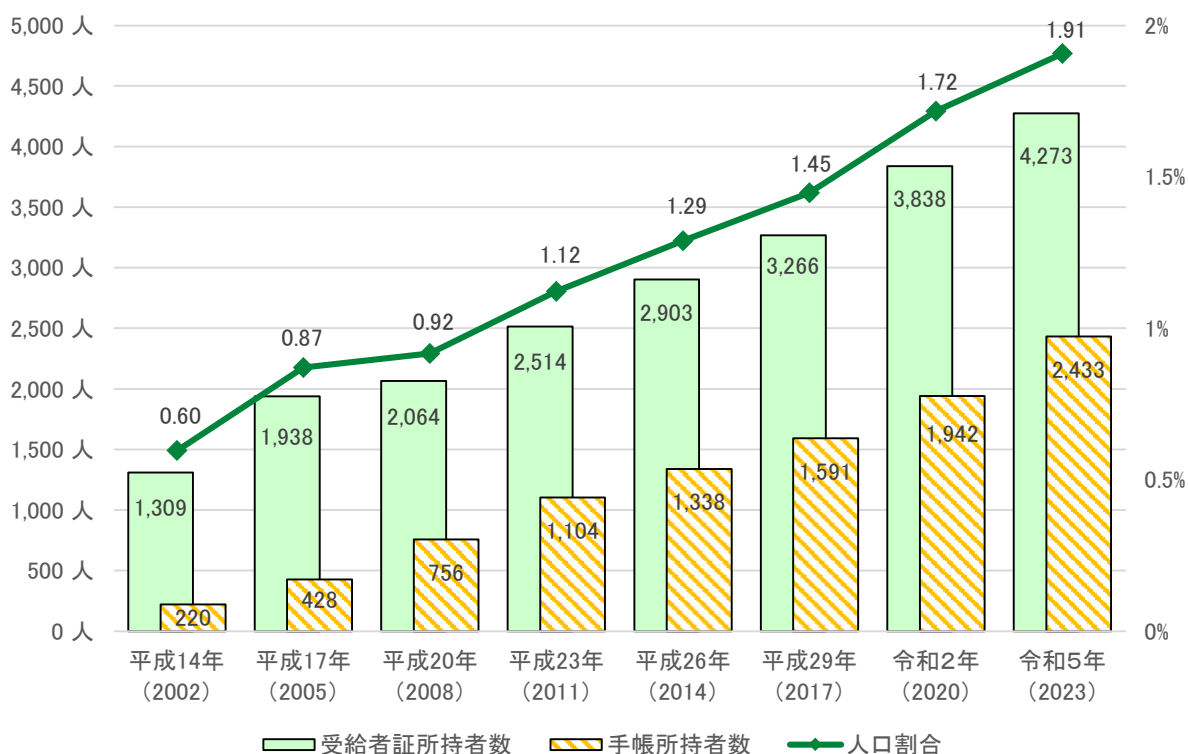
※ 高齢者数は、平成25（2013）年度からの統計値

オ 精神障がい者（自立支援医療（精神通院医療）受給者）

自立支援医療（精神通院医療）は、精神疾患を有する方が、通院による精神医療を継続的に必要とする場合に受けられる制度です。自立支援医療（精神通院医療）受給者及び人口割合は、一貫して増加を続けています。

令和5（2023）年の精神障害者保健福祉手帳所持者は、2,433 人となっていますが、自立支援医療（精神通院医療）受給者は、4,273 人と約1.8 倍となっています。

自立支援医療（精神通院医療）受給者と人口割合の推移



資料 厚木市障がい者数統計

※ 各年10月1日現在（平成7（1995）年、平成12（2000）年は、4月1日現在）

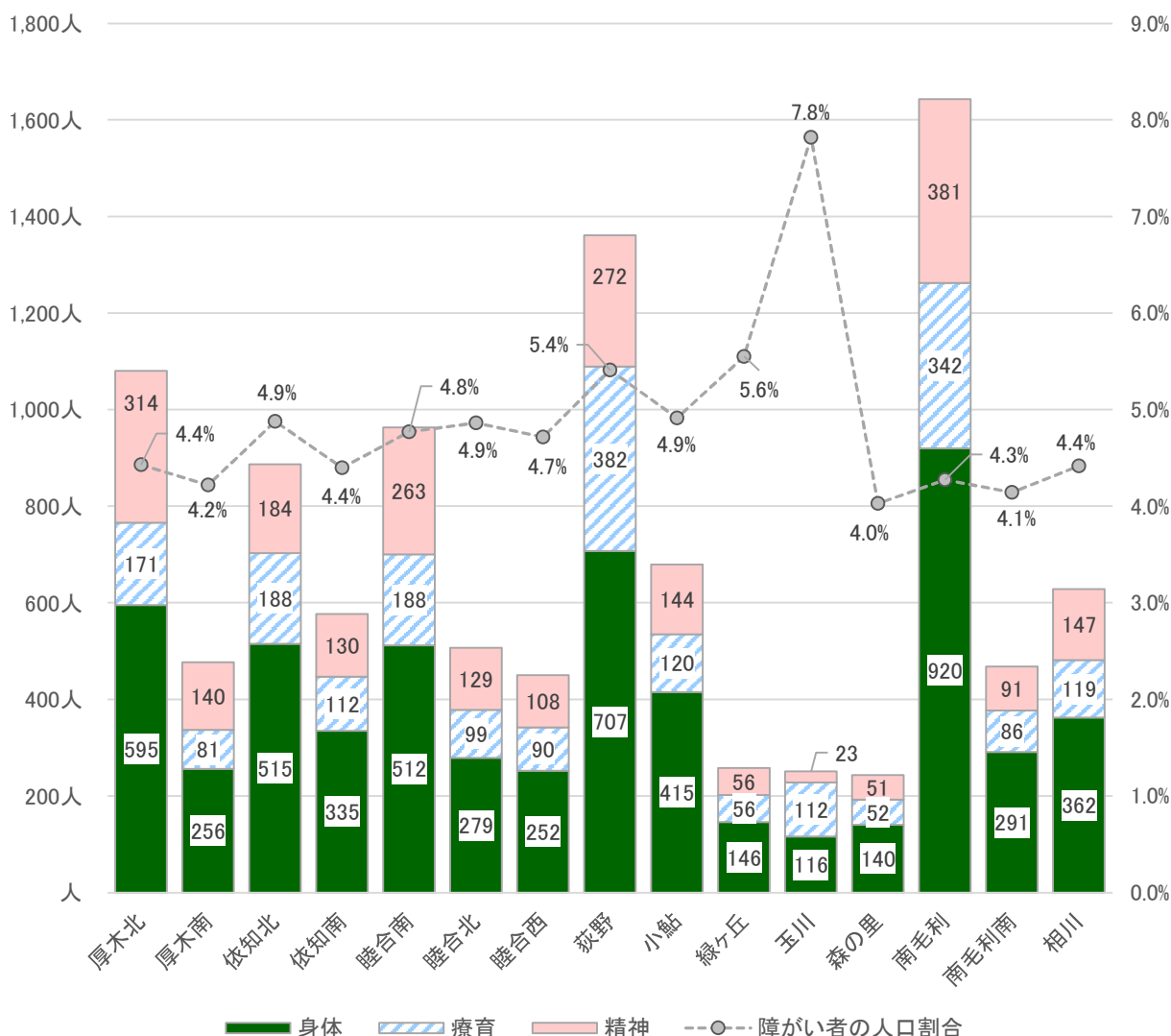
※ 自立支援医療（精神通院医療）は、精神保健福祉法が定める精神疾患の治療のため、通院による医療を継続的に必要とする場合に利用できる公費負担医療制度の1つであり、自立支援医療（精神通院医療）を受けている方が必ずしも手帳を所持しているとは限りません。

(3) 地区別の状況

ア 地区別障がい者（障害者手帳所持者）

障がい者を地区市民センター単位の15地区別にみると、利便性が高い厚木北地区や人口が多い荻野地区や南毛利地区で1,000人以上となっています。

地区別障がい者（障害者手帳所持者）の状況



資料 厚木市障がい福祉課

※ 令和5（2023）年10月1日現在

※ 住民基本台帳による数値に基づき作成

※ 障がい者数は、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数（他の障がいとの重複の人数を含む。）

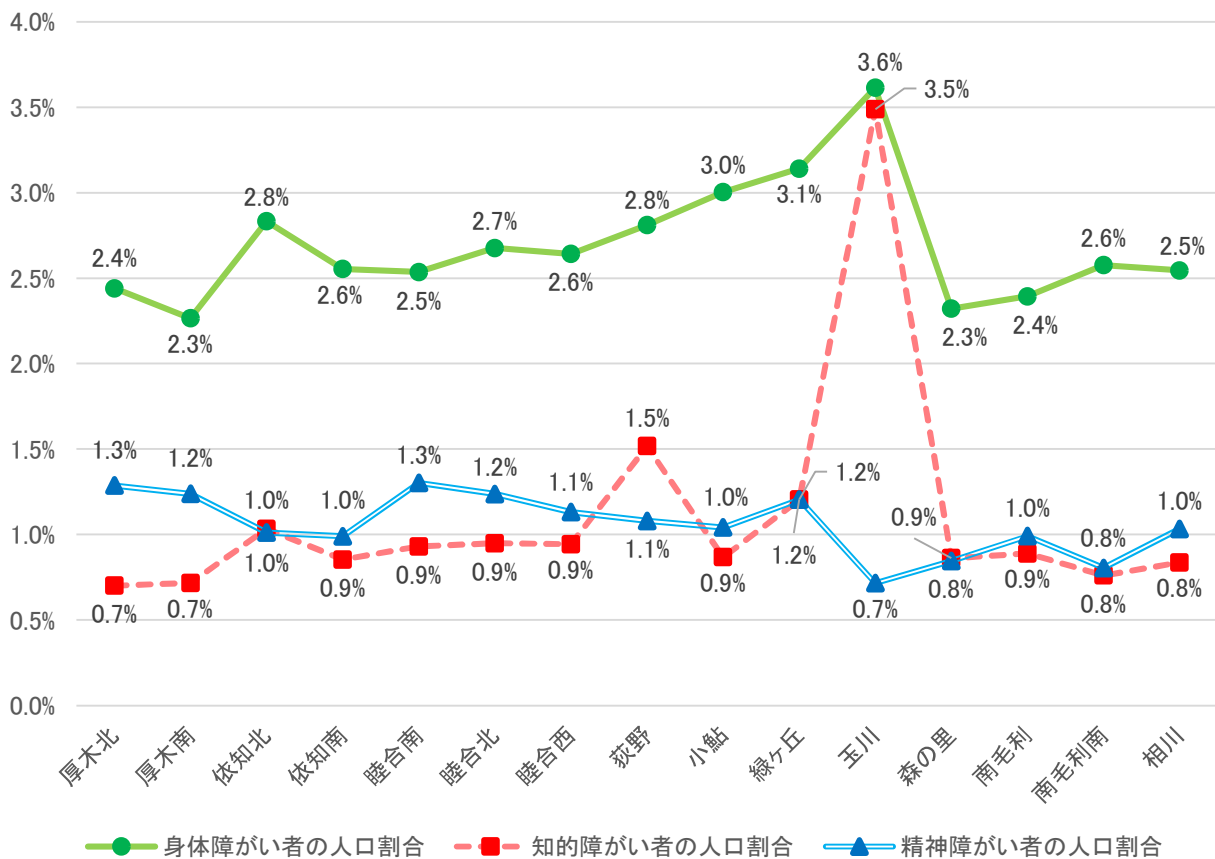
イ 地区別障がい者（障害者手帳所持者）人口割合

障がい者人口割合を地区市民センター単位の15地区別にみると、玉川地区や緑ヶ丘地区の身体障がい者人口割合が特に高くなっています。身体障がい者人口割合は、介護保険における入居・入所施設が多い地区や高齢化が進行している地区ほど高くなる傾向にあります。

知的障がい者では、玉川地区の人口割合が最も高くなっています。このことについては、当該地区の人口に対し、障害者支援施設やグループホームが多く設置していることが要因と考えられます。

なお、精神障がい者の人口割合は、前計画時においては、精神病院やメンタルクリニックがある地区の割合が高い傾向にありましたが、ここ数年で、市内のグループホームが各地区で新設・増加した影響もあり、一部地区を除き、大きな隔たりが生じていません。

地区別障がい者（障害者手帳所持者）人口割合



資料 厚木市障がい福祉課

※ 令和5（2023）年10月1日現在

※ 住民基本台帳による数値に基づき作成

※ 障がい者数は、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数（他の障がいとの重複の人数を含む。）

2 障がい者の状況

(1) 身体障がい者（身体障害者手帳所持者）の状況

身体障がい者の状況は、年齢別では「65歳以上」が66.6%、障がい部位別では「肢体不自由」が49.3%、障がい等級別では最重度の「1級」が35.1%と、それぞれ最も多くなっています。

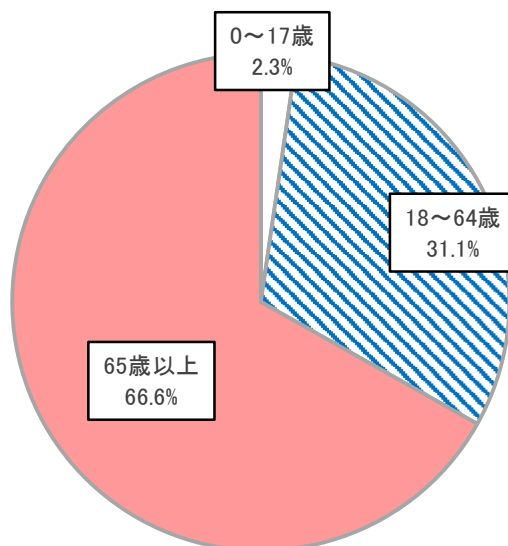
なお、身体障がいの等級は、1級から7級までの7段階に分けられていますが、身体障害者手帳の交付は1級から6級までとなっており、7級に該当する障がいが2つ以上重複する場合には6級となります。

身体障害者手帳所持者の年齢層別内訳

令和5（2023）年10月1日現在 単位：人

0～17歳	18～64歳	65歳以上	合計
135	1,815	3,891	5,841

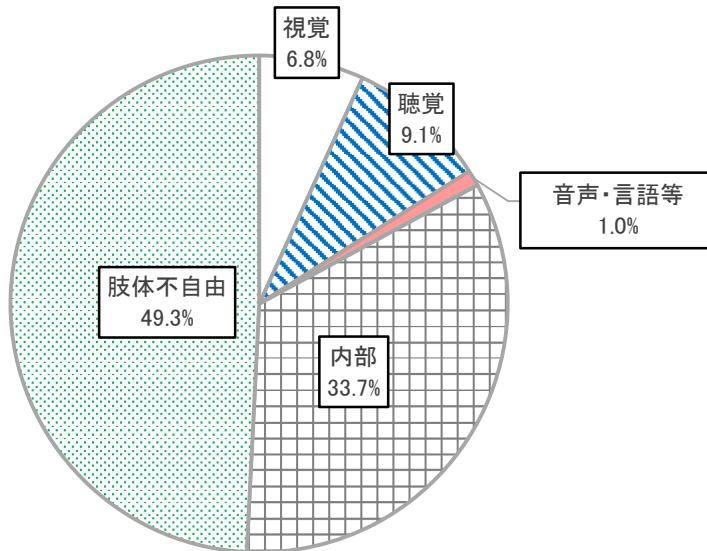
資料 厚木市障がい者数統計（以下、各障がい種別における障害者手帳所持者の状況も同様）



身体障害者手帳所持者の障がい部位別内訳

令和5（2023）年10月1日現在 単位：人

視覚障がい	聴覚障がい	音声・言語・そしゃく障がい	内部障がい	肢体不自由	合計
399	534	60	1,967	2,881	5,841

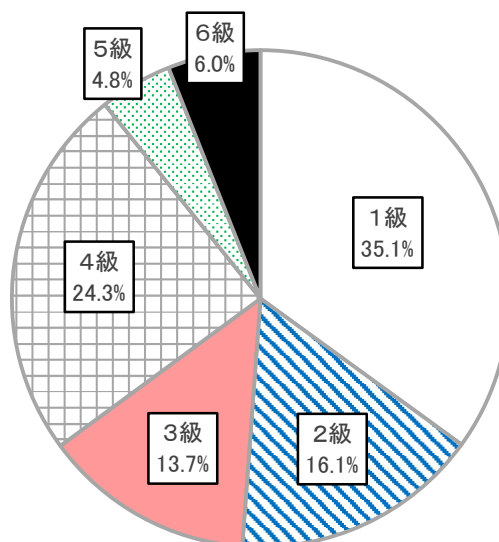


※ 比率は、小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計は100.0%を満たしません。

身体障害者手帳所持者の障がい等級別内訳

令和5（2023）年10月1日現在 単位：人

1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
2,046	942	801	1,419	279	351	5,841



(2) 知的障がい者（療育手帳所持者）の状況

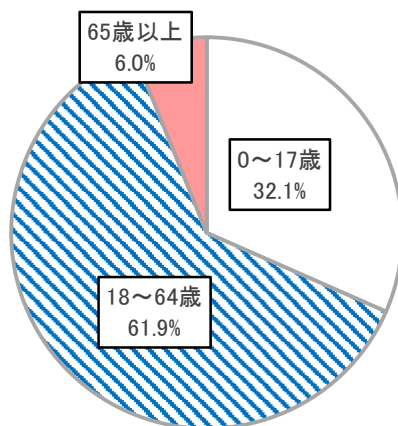
療育手帳は、知的障がいと判定された方が取得できる手帳です。18歳未満の場合は児童相談所、18歳以上の場合は総合療育相談センターが、知能検査や日常生活動作などを総合的に判断して判定を行います。

療育手帳所持者の状況は、年齢別では「18歳～64歳」が61.9%、障がい等級別では比較的軽度の「B2」が42.3%と、それぞれ最も多くなっています。

療育手帳所持者の年齢層別内訳

令和5（2023）年10月1日現在 単位：人

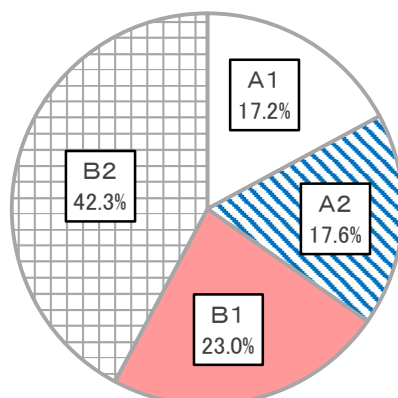
0～17歳	18～64歳	65歳以上	合計
705	1,361	132	2,198



療育手帳所持者の等級別内訳

令和5（2023）年10月1日現在 単位：人

A1	A2	B1	B2	合計
377	387	505	929	2,198



※ 比率は、小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計が100.0%を超過します。

(3) 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）の状況

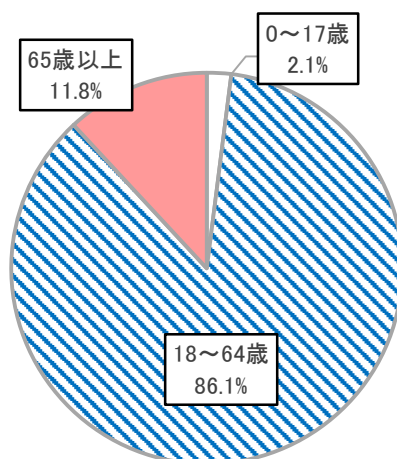
精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患と診断された日から6か月以上経過し、その症状の継続によって生活に支障がある場合に取得できる手帳です。

精神障害者保健福祉手帳所持者の状況は、年齢別では「18歳～64歳」が86.1%、障がい等級別では「2級」が64.5%とそれぞれ最も多くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢層別内訳

令和5（2023）年10月1日現在 単位：人

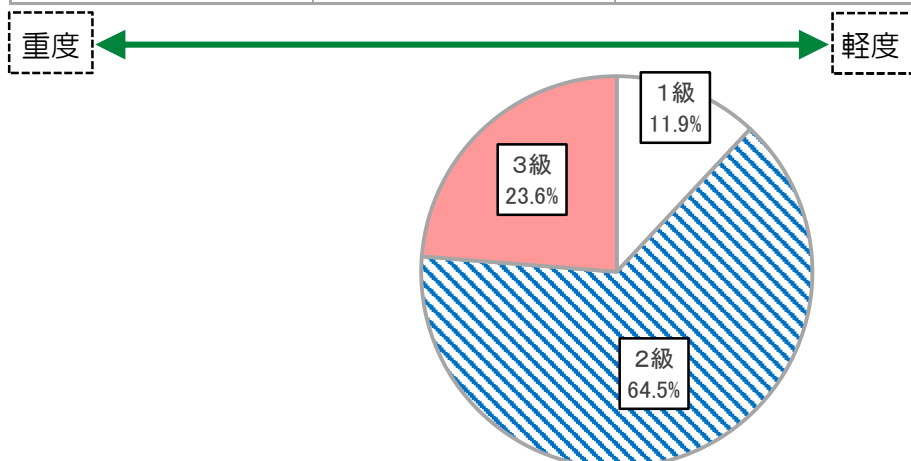
0～17歳	18～64歳	65歳以上	合計
50	2,096	287	2,433



精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別内訳

令和5（2023）年10月1日現在 単位：人

1級	2級	3級	合計
289	1,570	574	2,433



※ 比率は、小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計が100.0%を超過します。

(4) 障がい児の状況

障がい児は、18歳未満の市内人口31,004人のうち1,486人(4.8%)となっています。障がい種別にみると知的障がい児が最も多くなっていますが、障がいの手帳を取得するのではなく、発達の遅れ等により、病院等における意見書を用いて障害児通所支援を利用している人もいます。

障がい児に対する義務教育は、小・中学校、特別支援学校があります。特別支援学校は障がいのある児童・生徒を教育する学校で、それぞれの障がいの状況に応じたきめ細かな教育を行います。

本市では、市立小学校に通学する児童10,485人のうち、特別支援学級に在籍する児童数は572人です。市立中学校では、生徒数5,600人のうち、253人が特別支援学級に通学しています。

特別支援学級は、市立小・中学校において、少人数の学級編成の下、個々に応じた指導を行い、地域社会に適応し社会的自立ができるよう児童・生徒の教育的ニーズに合った教育を行う学級です。

学級種別では、「知的障がい」が最も多く、「自閉症・情緒障がい」が次いで多くなっており、いずれも全ての市立小・中学校で設置しています。

障がい児の状況

令和5(2023)年10月1日現在 単位：人

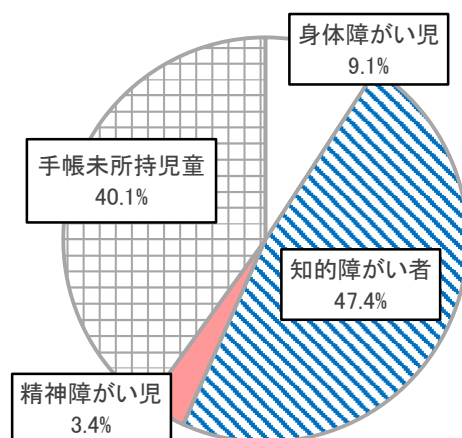
身体障がい児	知的障がい児	精神障がい児	手帳未所持児童	合計
135	705	50	596	1,486

資料 厚木市障がい者数統計

※ 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者(他の障がいとの重複の人数を含む。)と児童通所支援支給決定者(手帳未所持者)の合計

※ 手帳未所持者は、児童通所支援支給決定者で手帳を所持していない児童

※ 重複を除いた障がい児の人数は1,413人



市内在住者特別支援学校別在籍者数

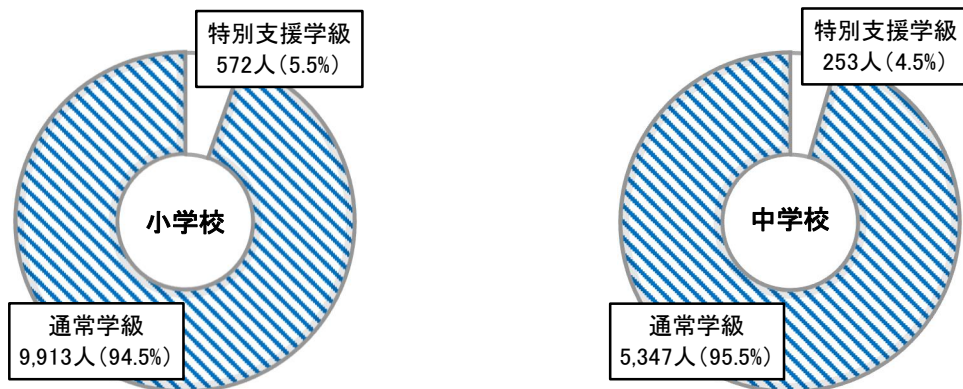
令和5(2023)年5月1日現在 単位：人

学校名称	小学部	中学部	高等部	合計
えびな支援学校 (肢体不自由・知的障がい)	7	17	36	60
伊勢原養護学校 (知的障がい)	7	3	71	81
座間養護学校 (肢体不自由、知的障がい※)	10	8	12	30
その他	8	7	13	28
合計	32	35	132	199

資料 厚木市教育委員会

※ 座間養護学校における知的障がい教育部門は高等部にのみ設置

市立小・中学校特別支援学級在籍者数割合



資料 厚木市オープンデータ「小・中学校児童・生徒数・学級数調査一覧」

市立小・中学校特別支援学級設置数

令和5(2023)年5月1日現在 単位：学級数

学制別	知的障がい	自閉症・情緒障がい	肢体不自由	難聴	病弱	弱視	合計
小学校 (23校)	46	40	8	2	8	1	105
中学校 (13校)	22	18	3	3	6	0	52
合計	68	58	11	5	14	1	157

資料 厚木市オープンデータ「厚木市立小・中学校特別支援学級・通級指導教室設置校」

(5) 障害支援区分認定者の状況

障害支援区分は、障がいの多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものです。令和5（2023）年10月1日時点で障害福祉サービスの支給決定を受けている全1,577人のうち、約66%にあたる1,040人が障害支援区分の認定を受けています。

障がい種別にみると、知的障がい者の認定者数が最も多く605人となり、全体の58.2%を占めています。

身体障がい者、知的障がい者及び難病では、最も重度の障害支援区分6、精神障がい者では、障害支援区分2がそれぞれ最も多くなっています。

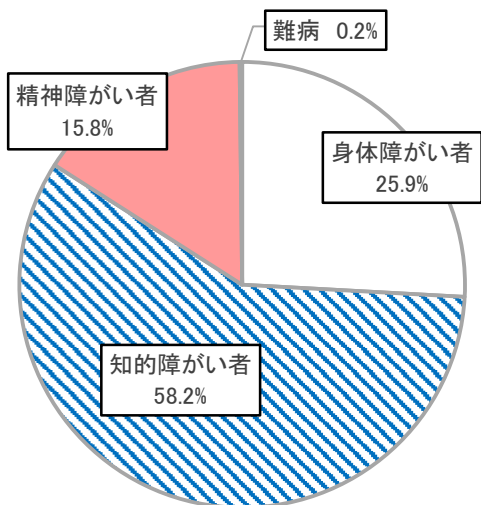
障害支援区分別の認定状況(障がい種別)

令和5（2023）年10月1日現在 単位：人

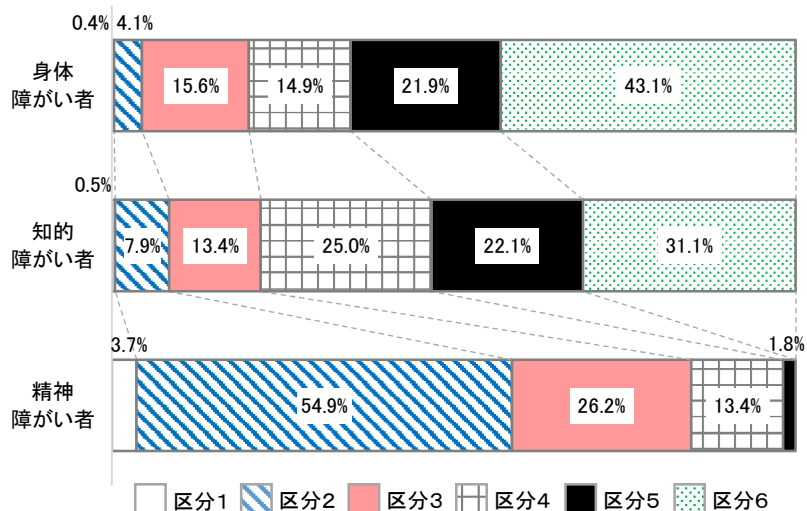
障がい種別	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障がい者	1	11	42	40	59	116	269
知的障がい者	3	48	81	151	134	188	605
精神障がい者	6	90	43	22	3	0	164
難病	0	0	0	0	0	2	2
合計	10	149	166	213	196	306	1,040



障がい種別の区分取得比



3障がいごとの区分構成比



※ 比率は、小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計は100.0%を超過する場合があります。

資料 厚木市障がい福祉課作成